

令和 6 年 度
(2 0 2 4 年度)

定 期 監 査 (後 期) 結 果 報 告

高 崎 市 監 査 委 員



第 3 6 1 - 1 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

高崎市長 富 岡 賢 治 様
高崎市議会議長 根 岸 赴 夫 様

高崎市監査委員	小 泉 貴代子
同	市 川 克 弘
同	渡 邊 幹 治
同	時 田 裕 之

令和 6 年度定期監査（後期）の結果報告について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和6年度定期監査（後期）は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第3 監査の期間

令和6年12月24日から令和7年3月6日まで

第4 監査の対象

1 財務部

財政課、管財課、契約課、技術監理課、市民税課、資産税課、納税課

2 福祉部（子育て支援担当及び児童相談所担当を除く）

社会福祉課、指導監査課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課

3 倉渕支所

地域振興課、税務課、市民福祉課、農林建設課

4 群馬支所

地域振興課、税務課、市民福祉課、産業課、建設課

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 予算の執行

（1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）執行手続きは適正か。

2 調定・収納事務

（1）調定額の算定、時期及び手続は適正か。

（2）徴収事務は適正か。

（3）現金取扱事務は適正か。

（4）滞納整理事務は適正か。

3 支出事務

（1）不経済な支出及び不適当な支出はないか。

（2）支出負担行為の時期は適正か。

（3）支払期限は守られているか。

（4）支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。

4 物品購入

（1）計画的かつ効率的に行われているか。

- (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
- (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。

5 契約

- (1) 契約方法及び手続きは適正か。
- (2) 契約内容の履行確認は適正か。
- (3) 契約代金等の支払時期は適切か。

6 補助金交付事務

- (1) 交付及び対象事業の内容は適切か。
- (2) 金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。
- (3) 効果及び条件の履行確認をしているか。
- (4) 会計処理は適正か。

7 課に事務局を置く団体の事務

- (1) 市職員の関与は適切か。
- (2) 運営等は適切か。
- (3) 市費の受け入れがある団体の繰越金の規模や内容は適切か。

8 債権管理

- (1) 債権の調定及び収入の管理は適正か。
- (2) 収入未済を発生させないための取り組みは適切か。
- (3) 債権の保全に必要な措置がとられているか。
- (4) 滞納整理は適正かつ効率的・効果的に行われているか。
- (5) 不納欠損は適時・適切か。

9 その他

- (1) 財産の維持管理及び補修は適切か。
- (2) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
- (3) 高崎市事務専決規程に基づく文書管理は適正か。
- (4) 財務事務管理体制の点検・確認は適切か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

第7 監査の結果

監査対象となった事務については、是正及び改善を要する事項が見受けられた。

そのうち事務処理上の軽微な過誤等で、指導事項、口頭指導としたものについては、その内容の記述を省略したが、これらのことにも十分留意し適正な事務処理に努めるよう望むものである。

結果については次のとおりであり、監査結果の区分の内容は次表のとおりである。

1 財務部

- ・市民税課、資産税課

是正、改善を要する事項は見受けられなかった。

- ・財政課、管財課、契約課、技術監理課、納税課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は口頭指導。

2 福祉部（子育て支援担当及び児童相談所担当を除く）

- ・指導監査課、障害福祉課、長寿社会課、介護保険課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は口頭指導。

- ・社会福祉課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は指導事項及び口頭指導。

3 倉渕支所

- ・税務課

是正、改善を要する事項は見受けられなかった。

- ・地域振興課、農林建設課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は口頭指導。

- ・市民福祉課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は指導事項及び口頭指導。

4 群馬支所

- ・税務課、産業課

是正、改善を要する事項は見受けられなかった。

- ・地域振興課、市民福祉課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は口頭指導。

- ・建設課

是正、改善を要する事項が見受けられた。監査結果の区分は指導事項及び口頭指導。

区分	内 容
指摘事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの

	② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの ⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの ⑦ 前回までの監査において、是正、改善を指導事項として求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの
指導事項	① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの ② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの ③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの ④ 前回までの監査において、修正、改善等を口頭指導として求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの
口頭指導	その他事務処理上の単純な誤り等、軽微なもので、修正、改善等を指導するもの